

## 仕様書（福岡県高校教育改革促進事業支援業務委託）

### 1 委託業務の名称

福岡県高校教育改革促進事業支援業務

### 2 委託契約の期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 業務の目的

本県では、文部科学省が示す「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、県内の県立高校において、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」「理数系人材育成」「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」の三つの観点から、産業イノベーション人材等を育成し、高校教育改革を先導するパイロットケース（以下、「先導拠点」という。）を創出する高校教育改革推進事業を実施することとしている。

本業務は、高校教育改革推進事業の業務遂行に必要な体制を構築するとともに、先導拠点への伴走支援を行い、本県における高校教育改革を円滑に推進することを目的とする。

### 4 業務内容

受託者は、福岡県教育委員会（以下「発注者」という。）と連携し、以下の業務を行うものとする。なお、年間の業務工程表（予定）は別記のとおりとする。

#### （1）事業計画の具体化及び実施体制の整備

国による本事業の採択決定後、速やかに以下の業務を行い、実施計画を確定させること。

ア 採択された事業計画に基づいた、詳細な実施工程表（スケジュール）の策定

イ 補助金交付要綱等に適合するよう、各先導拠点における事業費（積算資料）の精査及び予算配分の具体化

ウ 発注者、各先導拠点、受託者間の支援体制の確立

#### （2）予算編成に係る支援業務

発注者が実施する令和8年度補正予算及び令和9年度当初予算の編成業務において、先導拠点における取組を円滑に実施するため、以下の支援を行うこと。

ア 各先導拠点における事業計画及び経費概算の聴取・助言

イ 発注者が作成する予算関係資料の基礎資料作成

ウ 予算要求内容の妥当性及び積算根拠の精査・補強（先導拠点の事業計画との整合性確保）

#### （3）先導拠点における取組の進捗管理

各先導拠点における事業計画の進捗状況を定期的に把握し、目標達成に向けた工程の管理を行うこと。遅延や課題が発生した際は、早期に発注者へ報告し、改善策を提案すること。

#### （4）発注者及び先導拠点に対する相談支援

発注者及び各先導拠点からの事業実施に係る契約業務等の事務的な相談、問い合わせに対応し、必要な情報提供や専門的な助言を行うこと。

#### （5）支援の実施方法

受託者は、前各号に掲げる支援を確実に遂行するため、以下の通り実施すること。

ア 各先導拠点に対し、原則として月1回以上の実地訪問（またはWeb会議による詳細な打ち合わせ）を実施すること。

イ 面談等の実施に当たっては、必ず記録（支援実施記録簿または面談記録）を作成し、先導

拠点の担当者と内容を共有するとともに、月次の進捗報告書に添付または併せて発注者に報告すること。

## 5 業務実施体制の整備

受託者は、本業務を確実に遂行するため、以下の体制を整備すること。

### (1) 業務責任者の配置

本業務の責任者を選任し、発注者との窓口として円滑な業務遂行に努めること。

### (2) 専門スタッフの配置

自治体の予算・計画実務に精通し、先導拠点への指導・助言を行える専門的知見を有する者を配置すること。

## 6 成果物

受託者は、本業務の完了時または発注者が指定する期日までに、以下の成果物を提出すること。

(1) 事業実施計画書（採択決定後、速やかに提出するものとする）※任意様式

(2) 予算関係基礎資料一式（予算編成時期に合わせるもの）

(3) 月次進捗報告書（毎月1回、指定期日までに提出）※任意様式

先導拠点ごとの訪問・面談日時、支援内容、課題等を記載

(4) 業務実施報告書（年度末）※任意様式

(5) その他、発注者が指示する資料

## 7 留意事項

### (1) 打合せ

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、発注者と十分な打合せを行い、進捗状況及びその他の事項について発注者に報告を行うこと。

### (2) 機密の保持

ア 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た秘密、情報、資料、個人情報等については、その機密を保持するものとし、第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

イ 本業務で作成された文書や資料等の著作権は全て福岡県に帰属するものとする。

ウ 受託者は、各先導拠点から個人情報又はそれに類する一切の資料（データを含む。）を持ち出さないこと。

### (3) その他

ア 本業務履行に当たって知り得た情報（個人的な情報を含む。）を漏洩してはならないこと。

イ その他本業務の実施において、発注者と必要な事項について協議し、承認を得た上で実施すること。

ウ 本業務の対象となる先導拠点は、現時点で4校を想定しているが、国の事業採択状況により、最終的な校数が決定するものである。

対象校数に変更が生じた場合、または業務範囲に大幅な変更が生じる場合は、発注者と受託者が協議の上、必要に応じて契約内容の変更（業務範囲及び委託料の調整等）を行うものとする。

エ 本業務に要する経費は、全て受託者の負担とし、必要となる経費は、委託料に含めることとする。

オ 本仕様書に明示されない事項に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、その決定に従うこと。

